Asian Journal of

HUMAN SERVICES

Printed 2012.1030 ISSN2186-3350
Published by Asian Society of Human Services

October 2012
VOL. 3

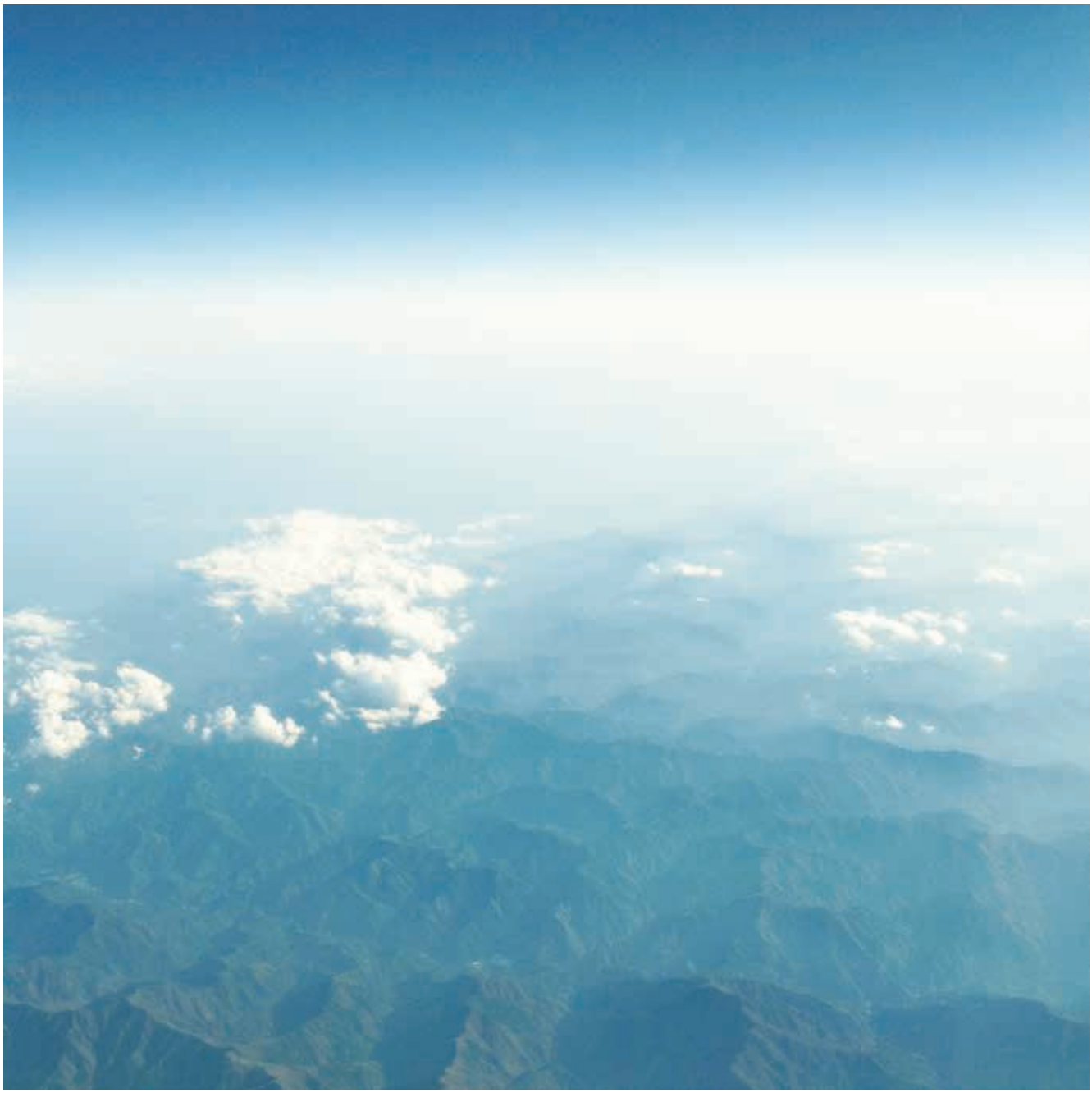

Asian Society of Human Services

Human Services

Asian Journal of Human Services , VOL.3 219-228

SHORT PAPER

韓国の普通学校のバリアフリーにおける現状と課題

The Current Status and Issues in Korean Barrier-Free General School

Eunae LEE [1)] , Aiko KOHARA [2)] , Atsushi TANAKA [3)]

1) 琉球大学大学院教育学研究科
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原１琉球大学教育学部特別支援教育研究講座
eunae929@gmail.com
2) 琉球大学大学院教育学研究科
3) 琉球大学教育学部

ABSTRACT

In this thesis, I am with the aid of administrative documentation and prior research going to reveal the state of normal Korean schools concerning the barrier-free concept and related Korean law, upon discussing issues and how to solve these issues. Korea, starting with the “Welfare Law for the Handicapped”(1981) which started to change the law concerning handicapped and the barrier-free concept. However, ramps and elevators are insufficient in more than 50% of the schools, out of connection facilities, internal facilities and sanitation facilities, handicap guidance facilities are the most insufficient. In addition, there is no law in place regarding the management of these facilities, which leads to a problem with lack of proper management.

＜Key-words＞
Barrier-Free, General School, Handicapped
Asian J Human Services, 2012, 3:219-228. © 2012 Asian Society of Human Services

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

Ⅰ. はじめに

教育の最大の目的は、人間らしい生活を受けることができるよう、個人が社会の主体として保証されることにより、平等な存在として生活を営むことができるよう基盤を固めるものである。これは教育を通じて人間としての人格形成を行い、主体的な生活能力の向上と国民の一人としての義務を果たすことを意味している(Jung-Min SEO, 2011)。

韓国の憲法第 31 条第 1 項には「すべての国民は能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する」と明記されている。「すべての国民」には障害者も含まれており、障害者も健常者と同じように普通学校で教育を受ける権利があることを指し示めしている。しかし、いまだに障害者の接近権が確保されていない状況で、障害者が教育を受ける際に制約を受けており、ほとんどの障害者が義務教育においても快適な環境で教育を受けることが困難である。接近権について、Pyoung-Keun KANG(2007)は「接近権とは、日常生活内で障害を含めたすべての人間が建築物などを制限されずに利用できる基本的な権利」と定義している。本稿においても Pyoung-Keun KANG の定義を一貫して用いることとする。

1990 年代から統合教育が本格的に論議され始め、1994 年「特殊教育振興法」全面改正、公布され、統合教育の施行が規定されている。特に、特殊教育振興法施行令第 10 条の第 3 項、第 5 項では、障害のある児童・生徒が何の不便さなしに普通学校で教育を自由に受けることができる制度を保証している(Sang-Hyuk PARK etc, 2006)。このような内容は学校内でのバリアフリー化を実現し、健常者だけでなく障害のある児童・生徒も快適に学校生活を営むことができるようにすることを指している。しかし、特殊学校に比べて普通学校の場合はバリアフリー施設が不適切な設置方法であることや、設置率が低い現状である。これらのような現状では、障害のある児童・生徒にとって学校生活を過ごす上で不便を感じるのではないだろうか。

したがって本稿では、バリアフリーの概念と関連する韓国の法律について、行政資料や先行研究から韓国の普通学校におけるバリアフリーの現状を明らかにした上で、今後の課題について検討することを目的とする。

Ⅱ. バリアフリーの概念と関連する法律

1) バリアフリーの概念と定義

バリアフリーとは、「障害者福祉の基本理念である“社会参加と平等”を実現するために建物や都市、施設を障害者の日常生活や社会活動に何ら不便がないようにすることである」。すなわち、障害者が障壁と感じる物理的な障害を除去するという意味である。建築物や住宅の建築的な障害を除去し、障害者または高齢者など日常生活に不自由を感じる人にとって、自由に生活ができるよう配慮した設計基準のことを指している(Dong-Shik CHOI etc, 2009)。

障害者生活環境の専門家協議が「バリアフリーデザイン」(国際連盟, 1974)という報告書を提出した後から「バリアフリー」と「バリアフリーデザイン」という用語が使用され始めた(Seong-Tae LEE, 2005)。その報告書以降、日本・スウェーデン・アメリカなどの先進国を中心にバリアフリーは、車椅子を利用する障害者と高齢者、児童も健常者と変わらず快適に暮らせるようにという意味で、住宅や公共施設を建設する際の敷居をなくそうという運動を

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

展開しながら世界のあちこちで拡散された(Seo-Yeon CHOI, 2011)。

1981 年国際連合は世界国の障害者におけるリハビリと福祉状態を調査し、障害者の問題に対する理解の促進及び障害者がより人間らしい生活をすることができる権利と補助手段の確保を目的とする「国際障害者の日」を 12 月 3 日に指定した。このような国際連合の勧告により韓国でも 1981 年「心身障害者福祉法」が保健社会部(現、保健福祉部)で制定され、バリアフリーを実現する便宜施設に対する条項が制定された。「障害者・老人・ 妊産婦などの便宜施設増進に関する法律(1998)」の第 2 条第 2 項において「便宜施設とは、障害者が生活を営むことにあたって移動と施設利用の便利性を図り様々な事への接近を容易にするための施設と設備」と定義されている。 Ki-Chang SEONG ら（2003）は「便宜施設は、障害者の日常生活や社会活動を可能にするバリアフリー環境創出のためのすべてのものが含まれる」と述べており、バリアフリーと便宜施設は同義ではない。したがって、本稿においても、バリアフリーと便宜施設は同義で扱わないことを踏まえながら「障害者・老人・ 妊産婦などの便宜施設増進に関する法律(1998)」の定義を一貫して用いることとする。

2000 年代以降、バリアフリーの概念は建築または道路・公共施設の建築要素など物理的な生活環境作りだけではなく、資格・試験など障害者の参加制限をする障壁を初め、様々な差別偏見、さらに障害者だけではなく一時的な障害がある弱者の心理的な障害物を取り除くことなど、その意義を拡大しながら幅広く使用されている(Seo-Yeon CHOI, 2011)。

これらのことを踏まえ、本稿ではバリアフリーを「身体的・心理的に障害のある人々が日常生活の中で 不便さを感じることがないよう、物理的・心理的障壁を除去すること」と定義し、用いることとする。

2）バリアフリーに関連する法律

韓国は 1980 年代まで、法律で規定した障害者の便宜施設に関する内容はほとんどなく、公共施設はもちろん個人住宅の新築時など、それらはほとんど適用されなかったが「世界障害者の日」の取り決め以降、障害者の便宜施設に対する関心が高まった。韓国においても、1981 年「心身障害者福祉法」が制定され、公共施設などの設備設置の規定を設け、関連法に基づき施設のバリアフリー化が進められた。障害者の便宜施設関連規定の変遷過程と内容については次の<表 1>に示す。

このように障害者施設に関連する法律がいくつかの法律に散在しているため、設置担当者にとっての利便性を図るものではなかった。また、障害者の接近権についての議論が活発化し、保健福祉部は、障害者の便宜施設に対する法的な拘束力を強化するために、「障害者・老人・妊産婦などの便宜施設増進に関する法律(1998)」を制定した。便宜増進法は、他者からの手助けなしで安全かつ快適に施設や設備を利用し様々な事柄に接近できるようにすることで、社会活動への参加と障害福祉増進に繋がることを目的としている。 また、この法律は障害者のための便宜施設設置に関する法律を一つに総合して、設置しなければならない施設の詳細な説明や規定を具体的に制定しており、過去の建築基準法に散在していた既存の法律より実効性のある法律である(Seon-Ho SEO, 2008)。

これらのバリアフリー施設関連法制度の変化で、教育研究施設内に障害者便宜施設関連規定がある。「障害者・老人・妊産婦などの便宜施設増進に関する法律(1998)」が制定され、変化してきた<表 2>。

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

<表 1> 障害者の便宜施設に関する法律の変遷過程

法令	施行年度	内容
心身障害者福祉法	1981	公衆が利用する施設と心身障害者が快適に利用できる施設、設備勧告
建築法施行令	1985	500 席以上の観覧席を備えた施設には、肢体不自由者が利用しやすい構造で設置することを規定
建築法施行令	1986	公共施設のエレベーター及びトイレの便宜施設規定
建築法施行令	1988	エレベーター構造の規定
障害者福祉法	1989	便宜施設に関する条項を国家及び地方自治団体の責任で設置勧告
保健福祉部令	1995	障害者の便宜施設及び設備の設置基準に関する規則施行
障害者・老人・妊産婦などの便宜施設増進に関する法律	1998	障害問題をめぐる社会環境の改善を目的とし、すべての国民に関する包括的内容の法律
障害者福祉法	2007	国家と地方自治団体は、障害者が公共施設や交通手段などを安全かつ快適に利用できる設備の設置及び運営に必要な政策

出典: Chang-Sun PARK (2005)を参考に改編

<表 2> 障害者の便宜施設に関する教育研究施設の法律の変遷過程

法令	施行年度	内容
障害者・老人・妊産婦などの便宜施設増進に関する法律	1998	第 7 条及び施行令第 23 条の対象施設の範囲に含まれる教育研究施設と福祉施設
障害者・老人・妊産婦などの便宜施設増進に関する法律施行令	1998	施行令第 4 条には、便宜施設の設置基準を義務化し、推奨施設については、既存施設の整備に 1988 年 4 月 11 日以降、新築の建築物は障害者用施設を義務的に 1988 年 4 月 11 日以前の施設のうち増築、改築、移転、大修理、用途変更した建物は段階的に推進
特殊教育振興法	2004	第 12 条第 4 項、学校長は関係法令（障害者）による設備を設置
特殊教育振興法	2004	第 11 条は、特殊教育対象者が高等学校の課程以下の各級学校に就学しようとするときは、該当する学校に直接支援したり、教育監[1]に指定・配置要求
特殊教育振興法 施行規則	2004	第 11 条、特殊教育対象者の就学する学校の指定・配置は一番目統合教育を実施する普通学校、二番目普通学校の特殊学級、三番目特殊学校、四番目住所地と違う場所に所在する特殊学校の順で配置

出典: Hyun-Ja SEO(2009)を参考に改編

[1]ソウル特別市直轄市及び各道の教育委員会の事務を総括処理する公務員のことである。

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

Ⅲ. 韓国の普通学校におけるバリアフリーの現状

障害者の教育の接近権を保証するために、教育研究施設（学校）から、対象施設ごとに設置しなければならない便宜設備の細部基準は、 媒介施設、内部施設、衛生施設、案内施設、その他の施設など 5 つの領域に分けている(Jung-Min SEO,2011)。媒介施設は学校の敷地から建物の入口と関連があって、出入口の接近路[2]、障害者優先駐車場、出入口の段差除去などが含まれる。内部施設とは、学校建物内における施設の設備のことであり、出入口(扉)、廊下、階段又はエレベーターなどが含まれる。衛生施設とは、基本的にトイレの設備がであり、大便器、小便器、洗面台、シャワー室及び脱衣室が含まれる。案内施設とは、日常生活の移動す際に誘導するものや災害など危険な状況での誘導する施設であり、視覚障害者のための点字ブロック、誘導及び案内施設、警防及び避難施設が含まれる。その他の施設には、観覧席、閲覧席、受け付けデスク及び作業台がある<表 3>。

<表 3> 教育研究施設で設置しなければならない便宜施設の種類

分類	内容例
媒介施設	出入口の接近路
	障害者優先駐車場
	出入口の段差除去
内部施設	出入口（扉）
	廊下
	階段[3]又はエレベーター
衛生施設	大便器
	小便器
	洗面台
	シャワー室及び脱衣室
案内施設	点字ブロック
	誘導及び案内施設
	警防及び避難施設
その他施設	視聴覚室、閲覧席
	デスク及び作業台

出典: Jung-Min SEO(2011)を参考に改編

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

[2] 学校につながる外部と学校施設の出入口の間のことをいう。障害児が安定して便利に通行できるように幅、傾き、床の材質や仕上げなどを考慮して設置することが必要である(Kyoung-Hee KIM, 2006)。
[3] ハンドルの高さ、角度などの規定が定められており、階段の床面は、滑りにくい材質で平坦に仕上げなければならない(Paeng-Cheol YANG, 2007)。

このような教育研究施設の設置基準となる 5 つの細部基準のうち媒介施設、内部施設、衛生施設、案内施設の現状を特殊学級が設置されている普通学校と特殊学級が設置されていない普通学校で比較すると、次のことが明らかになった。

韓国の特殊学級[4]が設置されている普通小・中・高等学校の場合は、合計 5,989 校と全体的な設備の設置率は 84.1%であった。その中でも、媒介施設に属する障害者専用駐車場が 97.6%と最も高く、案内施設の誘導及び案内設備が 63.8%と最も低い数値を示している。また各小・中・高等学校別に見た設置割合は、小学校が 86.6%、中学校が 86.0%であったのに対し高等学校においては 82.3%と小・中学校に比べ低かった。

特殊学級が設置されていない普通小・中・高等学校は、総 5,390 校と特殊学校が設置されている学校より 559 校少ない。便宜施設の平均設置率を見ると特殊学級が設置されていない学校は 64.4%と特殊学級が設置されている学校より 21.7%低いことが明らかになった。また、障害者優先駐車場の設置率は 89.4%と特殊学級が設置されている学校と同様も高い割合だった。また、誘導及び案内設備においては、38.0%と各項目の中で最も低い割合を示していた。しかし、特殊学級が設置されている普通普通小・中・高等学校では、高等学校に便宜施設の設置率が最も低かったが、特殊学級が設置されていない普通小・中・高等学校の場合は、小学校 62.4%、中学校 64.7%、高等学校 67.0%と高等学校の設置率が最も高かった。

特殊学級がある学校の便宜施設の平均設置率は 86.1%、特殊学級がない学校は 64.4%とその差は大きい。最近では、軽度の障害であっても、普通学校で生活することを望んでいる児童・生徒がいる場合や、交通事故などで一時的な障害を持つ児童・生徒が増加しているので特殊学級が設置されていない普通学校においても便宜施設の設置を増すべきではないだろうか。

<表 4>　2011 年度特殊学級未設置の小・中・高等学校における便宜施設の設置状況

	特殊学級未設置小・中・高等学校の数	媒介施設						内部施設						衛生施設				案内施設						平均設置率
		出入口の接近路		障害者優先駐車場		出入口の段差除去		出入口(扉)		廊下		階段又はエレベーター		トイレ大便器		トイレ小便器		点字ブロック		誘導及び案内設備		警防及び避難施設		
		設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	
合計	5,390	4,355	80.8	4,816	89.4	4,219	78.3	4,251	78.9	2,791	51.8	2,400	44.5	4,263	79.1	3,721	69	2,239	41.5	2,046	38	3,092	57.4	64.4
小	2,164	1,708	78.9	1,893	87.5	1,622	75.0	1,696	78.4	1,194	55.2	1,038	48.0	1,573	72.7	1,398	64.6	805	37.2	727	33.6	1,195	55.2	62.4
中	1,690	1,319	78.0	1,505	89.1	1,297	76.7	1,260	74.6	851	50.4	755	44.7	1,395	82.5	1,194	70.7	769	45.5	699	41.4	982	58.1	64.7
高	1,536	1,328	86.5	1,418	92.3	1,300	84.6	1,295	84.3	746	48.6	607	39.5	1,295	84.3	1,129	73.5	665	43.3	620	40.4	915	59.6	67.0

出典: 教育科学技術部(2012)

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

4　特殊教育の対象者に統合教育を実施するため普通学校で設置されている学級(Myung-Hee CHU, 2006) 特殊学級は運営形態によって全日制、時間制、混合制、学習助力室、巡回教育の統合教育の形態で運営(Young-Sook KIM, 2012)

<表 5>　2011 年度特殊学級設置の小・中・高等学校における便宜施設の設置状況

(単位:　校, %)

	特殊学級未設置小・中・高等学校の数	媒介施設						内部施設						衛生施設				案内施設						平均設置率
		出入口の接近路		障害者優先駐車場		出入口の段差除去		出入口(扉)		廊下		階段又はエレベーター		トイレ大便器		トイレ小便器		点字ブロック		誘導及び案内設備		警防及び避難施設		
		設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	設置校	設置率	
合計	5,989	5,755	96.1	5,847	97.6	5,647	94.3	5,522	92.2	5,233	87.4	4,856	81.1	5,812	97	5,466	91.3	4,258	71.1	3,818	63.8	4,487	74.9	86.1
小	3,781	3,671	97.1	3,686	97.5	3,599	95.2	3,528	93.3	3,432	90.8	3,070	81.2	3,698	97.8	3,505	92.7	2,670	70.6	2,400	63.5	2,756	72.9	86.6
中	1,461	1,391	95.2	1,440	98.6	1,364	93.4	1,328	90.9	1,225	83.8	1,185	81.1	1,413	96.7	1,314	89.9	1,079	73.9	997	68.2	1,184	81.0	86.6
高	747	693	92.8	721	96.5	684	91.6	666	89.2	576	77.1	601	80.5	701	93.8	647	86.6	509	68.1	421	56.4	547	73.2	82.3

出典: 教育科学技術部(2012)

Ⅳ. 今後の課題

現在、韓国は障害者の移動権[5]と接近権の保障のために様々な便宜施設が改善されている。統合教育導入前は、障害児と健常児が分離され、障害児は特殊学校で教育の受けることが当たり前だと思われていたが、1990 年代に統合教育が本格的に導入され始め障害児も普通学校に通うようになった。これに伴い普通学校の便宜施設設置に関する内容が法律として定められ、普通学校で障害のある児童・生徒のための設備設置が増加している(Seon-Ho SEO, 2008)。しかし、バリアフリー化した施設を利用する障害者にとっては未だに不便な点が多い。また、障害児も健常児と全く同じように学校を利用することは難しい状況であると言えよう。したがって、韓国の普通学校のバリアフリー施設における課題について、以下に述べる。

1）移動権と接近権の保障

学校の接近路での障害物を除去し、歩行に支障を与えないよう車椅子が動きやすい廊下など基本的な配慮をしたり、すべての教室には段差を取り除き、車椅子を使用する児童・生徒が学校を利用しやすいように改善したりすることが必要だろう。また、校門から建物まで、建物と建物の移動における車椅子の移動に無理がないよう傾斜勾配に配慮することが必要である。前出した<表 4>で示すように、特殊学級が設置されていない小・中・高等学校の場合、出入口の接近路、出入口の段差の除去の設置率は、高い傾向にあるが、エレベーターおよび傾斜路の場合は 50%にも満たない割合を示している(Jung-Min SEO, 2011)。学校の建物は運動場、体育館など機能別にそれぞれ分けられているのが特徴的であり、移動しやすいよう

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

5　どのような目的で通行をするときに、出発地から目的地までの手段と動線を確保するに当たっては、制約を受けずに自由にできる権利（Tea-Ok LIM, 2005）

効率的配置されることが求められている。しかし、傾斜があったり、排水設備などの車椅子が動きにくい穴があったりする場合など、完全に取り除くことのできない障壁は未だに存在する。この場合においては、穴の幅をできるだけ小さくするカバーなどを使って移動しやすい状況を作ることが必要である。

2）学校における案内施設の必要性

前出したように案内施設とは、障害児や健常児に対して方向誘導や、注意喚起を目的とした施設である。また、災害発生時においては、児童・生徒の安全を確保する役割を持つ重要な施設である。しかし、媒介施設、内部施設、衛生施設、案内施設の 4 つの項目の中で設置割合が最も低いことが分かった(Jung-Min SEO, 2011)。安全施設の役割は児童・生徒の安全確保と関連する非常に重要なものであるため、法律的に設置基準を強化する必要がある。また、避難施設の場合は、設置だけでなく定期的な点検や避難訓練を行うなど、災害状況になった場合でも効果的に使用することができるようにすべきである。

3）便宜増進法の具体化

現在、便宜施設の設置は、便宜増進法をはじめとする様々な法令に基づいて設置されている。法律の基準に合うよう設置することも重要だが、現在施行されている法律をさらに具体的かつ強制的な規定にする必要があるだろう。現在の法律では設置基準について明記されているが、設置過程においては、専門家の参加や設置後の点検など具体的な内容が明記されていない。基準に適合する施設は、法律的には問題がないが、実際使用する際不便さが生じる。また、点検が適切にされないと、使用されるのが一時的になり、継続した便宜施設であるとは言い難しい。したがって、すべての施設が設計段階からしっかりと整えられ、工事や点検も定期的に行い、その際には障害者の専門家を含めることも重要である。

Ⅴ. おわりに

このように、韓国の障害者便宜施設は法的に定められた基準があるが、多くの普通学校ではいまだに不十分な設備が多く、障害のある児童・生徒のために考えられた施設というよりも、法的基準に合わせて設置されている場合が多い。障害のある児童・生徒のための便宜施設の設備においては、法的基準に合った設備を増やすことも重要だが、障害のある人にとって生活しやすい環境を整えることを目的とした施設を今後は増やすことが重要ではないだろうか。

文献

1） Chang-Sun PARK(2005) Focused on municipal buildings in Jeonbuk Province = A Study on Convenience Facilities of the Physically Disabled in the Public Buildings. Journal of the Korea Institute of Heathcare Architecture, 11(3), 41-49
2） Dong-Shik CHOI,Ji-Won MOON(2009) The Establishment of Social Basis

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

Maintenance System Preparing for the Aging Society of Daegu ; Focused on the Case of Universal Design in Japan. Journal of the Korea Association for Local Government Studies, 10(4), 143-168

3) Hea-Jeong PARK,Mi-Young LEE,Eun-Woo NA(2003) The Current Status of Accomodations for the Disabled Children in Elementary Schools of Suwon City. Journal of the Korean Academy of University Trained Physical Therapists, 10(2), 23-44

4) Hyun-Ja SEO(2009) A study of the way to improve barrier-free facilities in school. Major in Educational Facilities Policy Graduate School Educational Policy and Administration of Korea National University of Education ChungBuk, A master's thesis

5) Jung-Min SEO(2011) A Study on the Realities of Access of the Integrated Education Institution for People with Disabilities and Their Improvements ; Focused on Elementary School. Department of Social Welfare Inha Graduate School of Policies, A master's thesis

6) Ki-Bong SHIN(2002) A Study on Current Trends and Practical Usage of Universal Design. Silla University Journal, 51(1), 325-342

7) Kyoung-Hee KIM(2006) Teachers recognition of universal design for the inclusive education. Department of special Education Graduate School of Pusan National University, A master's thesis

8) Myung-Hee CHU(2006) The Study of the Facility in elementary school about routes to the students in special class for the Disabilities. Department of Architectural Engineering Graduate School Daegu University, A master's thesis

9) Paeng-Cheol YANG(2007) The Study on the Improvement of Facility Environment for the Handicapped in School Architecture. Department of Architectural Engineering The Graduate School of Engineering In-ha University, A master's thesis

10) Pyoung-Keun KANG, Ki-Chang SEONG, Kwang-Jae PARK, Eun-Kyoung KIM(2007) Optimal Approach to Establishing Special Schools through Analysis of Domestic・Overseas Actual Conditions. Joural of the Architectural Institute of Korea, 23(11), 79-86

11) Sang-Hyuk PARK, Jee-Hee LEE(2011) Examination of Educational Facilities Standards for Integrated Education based on Barrier Free. The Architectural Institute of Korea, 31(1), 97-98

12) Seo-Yeon CHOI(2011) Analysis Barrier-Free of Downtown. Leisure Beach in Busan;Focus on BF assessment indicators. Department of Urban Design& DevelopmentKyungsung University, A master's thesis

13) Seon-Ho SEO(2008) A Study on the Program for the Securing of Barrier-free Spaces for the Disabled with a Focus on the Public Amenities in Public Service

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

Areas. Department of Public Administration The Graduate School Sangmyung University, Ph. D Thesis

14) Seon-Gyu KIM,Hyeong-Kyu LEE(2002) A Study on the Facilities in Schools for the Physical Handicapped. Korean Council of Physical, Multiple& Health Disabilities, 39, 127-146

15) Seong-Tae LEE(2005) A Study of Trend Analysis for Universal Design Research ; Based on the former researches. Graduate School of Digital Design Kyungsung University, A master's thesis

16) Sun-Ho KIM(2006) Designing the Barrier ; Free School Library Facilities. Korea Library and Information Science Society, 37(1), 221-237

17) The Korea National Institute for Special Education(2007) Research on the development of evaluation criteria for schools with convenience for the disabled.

18) Young-Sook KIM(2012) A study on the spatial planning for special class ; Focusing on high schools in Seoul Metropolitan City curriculum operation. Major in Educational Facility and Environment Policy, Graduate School of Educational Policy and Administration of Korea National University of Education Chung-Buk, A master's thesis

19) Ministry of Education, Science and Technology Homepage http://www.mest.go.kr/web/1106/ko/board/list.do?bbsId=148

Received
September 26,2012

Accepted
October 2,2012

Published
October 31,2012

Asian Journal of Human Services
VOL.3 October 2012

CONTENTS

REVIEW ARTICLES

How Did 'Difficult to Involve' Parents Emerge in Early Childhood Care and Education?
-A Discussion of Research Trends on Family Support and Relationship with Guardians.....Tetsuji KAMIYA・1

The Review of the Studies on the Fall Prevention Exercise Programs for Elderly Persons.....Jaejong BYUN・16

Current issues in driver's license of people with intellectual disabilities.....Atsushi TANAKA・32

ORIGINAL ARTICLES

The Changing Characteristics of In-home Care Service Providers in the U.S. and in the UK: Implications for South Korea .....Yongdeug KIM,et al.・38

Assessing Training System for Social Service Workers in South Korea: Issues and Policy Agenda .....Jaewon LEE,et al.・60

Relationship between depression and anger .....Noriko MITSUHASHI,et al.・77

Workaholism Determinant Variables of Social Workers and Care Workers in Senior Welfare Centers in Korea .....Jungdon KWON,et al.・87

The Exploration of Financial Resources of Financial Adjustment System and Social Welfare in Japan .....Haejin KWON,et al.・105

Relation between the importance of school education and after-school activity programs and age, sex, and school type for school-aged children with disabilities.....Hideyuki OKUZUMI,et al.・131

A Study on the Vitalization of Silver Industry by Analyzing the Needs of Silver Industry in the Daejeon, South Korea .....Gowhan JIN・138

A Comparative study on Factor Analysis of the Disabled Employment between Japan and Korea .....Moonjung KIM,et al.・153

Relationship between Teacher Mental Health that Involved in Special Needs Education and Sence of Coherence .....Kohei MORI,et al.・167

SHORT PAPERS

The Analysis of Disaster Mitigation System and Research on Disaster Rehabilitation. .....Keiko KITAGAWA,et al.・177

The Trend of International Research on University Learning Outcome and Quality of Life and Mental Health of University Students
. .....Changwan HAN,et al.・189

The research trend and issue of hospital school in the education for the health impaired
.....Aiko KOHARA,et al.・198

Bibliographical consideration about the current situation and the problem to be solved about cooperation between teachers in hospital classrooms and other staffs.....Remi KAKUTANI,et al.・208

The Current Status and Issues in Korean Barrier-Free General School
.....Eunae LEE,et al.・219

CASE REPORT

Approach for the problematic behaviors of autism complicated with severe and multiple disabilities
~ a case study of a first year junior high school student in daily living ~
. .....Kazumi SUGIO,et al.・229

Published by
Asian Society of Human Services
8-24-25 Shinmachi, Ome, Tokyo, Japan